



第2次
東大阪市子どもの未来応援プラン
概要版



令和5年3月
東大阪市

1 計画について

1 計画の基本理念

【基本理念】
すべての家庭が生き生きと安心して子育てができ、
子どもたちが夢と希望をもって成長できるまち

すべての子どもたちが持てる力を最大限に発揮できるようにするためには、子どもたちが有する「生きる」「守られる」「育つ」「参加する」権利を尊重し、これらの権利が保障されるように環境整備や支援をしていく必要があります。本市は、子どもの基本的人権を尊重し、すべての子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく等しく教育を受ける機会が保障され、夢と希望をもって自らの未来を切り拓いていける社会、また、すべての家庭が生き生きと安心して子どもを育むことができる社会の実現を目指します。

2 計画の位置づけ

この計画の位置づけは、次の通りです。また、その他の本市の関連計画との整合性を図りつつ推進します。

- 子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく市町村計画
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく市町村自立促進計画
- 東大阪市第3次総合計画における重点施策及び分野別施策

3 計画の対象

本計画の対象は、18歳未満の子どもとその保護者及びひとり親家庭(母子家庭・父子家庭の親子、寡婦)とします。

4 計画の期間

この計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。



5 計画の策定にあたって

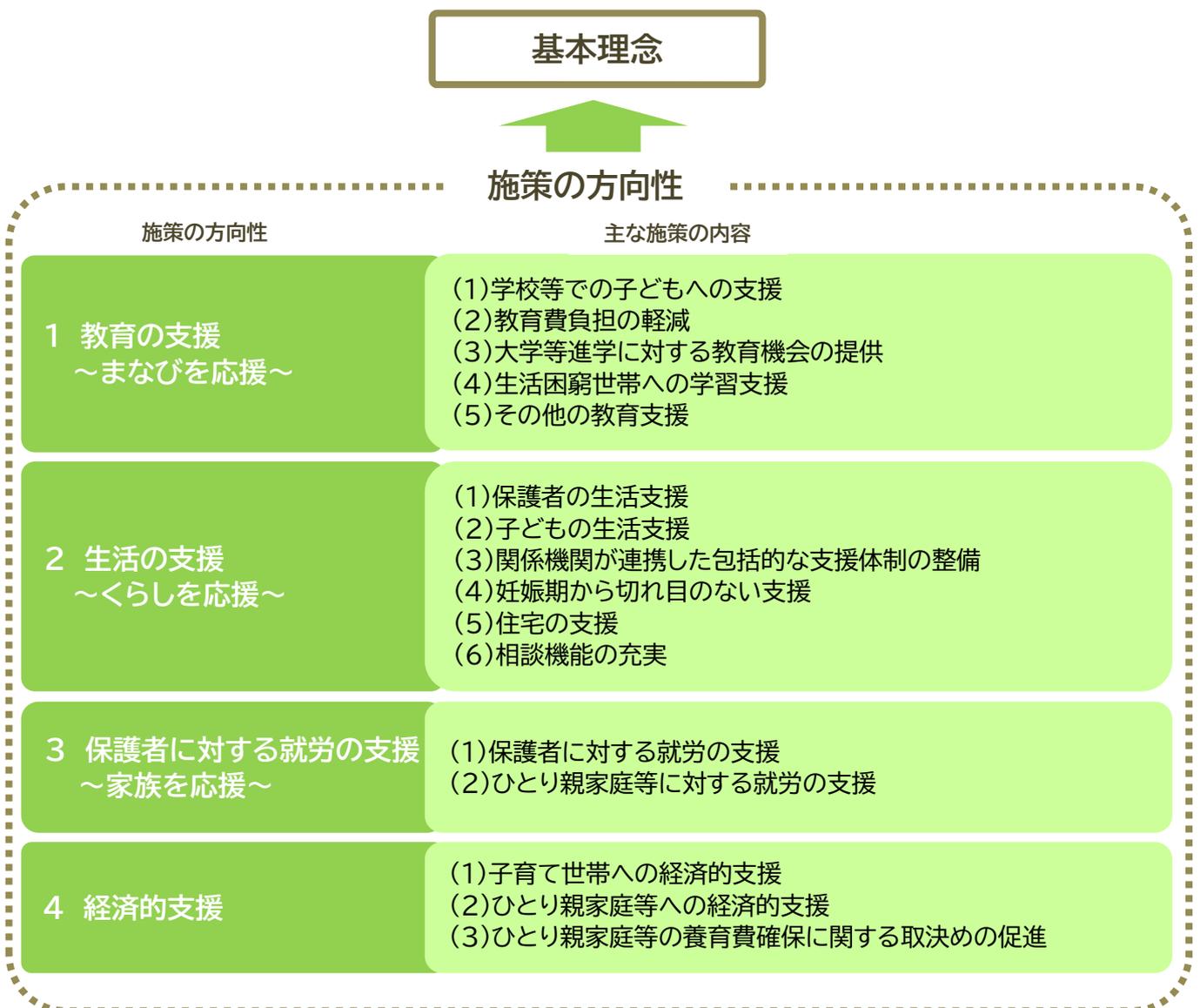
本計画の策定にあたり、市内の公立学校に通う小学5年生・中学2年生及び市内在住の16・17歳の方と、その保護者を対象にした「子どもの生活実態調査」を実施しました。また、ひとり親家庭を対象にした「ひとり親家庭の生活に関するアンケート調査」を実施しました。

さらに、母子・父子自立支援員、子どもの居場所づくり事業実施施設、就労支援機関へのヒアリング調査やアンケートを実施し、本市における子どもと保護者の生活実態の把握に努めました。

※調査結果については、計画に記載しています。

6 施策体系

この計画は、「すべての家庭が生き生きと安心して子育てができ、子どもたちが夢と希望をもって成長できるまち」を基本理念に掲げ、その実現に向けた具体的な取組として、「子供の貧困対策に関する大綱」にある重点的支援方針や「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」に沿ってさまざまな施策・事業を体系化し、「教育の支援」「生活の支援」「保護者に対する就労の支援」「経済的支援」を柱として推進します。





2 具体的な取組

施策の方向1 教育の支援 ～まなびを応援～

- 教育は子どもたちの好奇心を育て子どもたちの可能性を高めるとともに、社会に羽ばたく準備をするための大切な過程です。貧困の責任は子どもにはなく、経済的な事情等により子どもが就学や進学を諦めることなく、すべての子どもたちに等しく教育の機会が開かれるように、教育の支援に取り組みます。
- 悩みごとや困りごとを抱える子どもたちや保護者が相談できる仕組みとして、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置や相談窓口の周知を行います。

施策の方向・主な取組

(1)学校等での子どもへの支援

- 学びのトライアル事業
- スクールサポーターの配置
- 不登校総合支援事業
- スクールカウンセラーの配置
- スクールソーシャルワーカーの配置
- 教育支援センター事業「ふれあいルーム」

(2)教育費負担の軽減

- 幼児教育・保育の無償化制度
- 就学援助制度
- 保育料減免

(3)大学等進学に対する教育機会の提供

- 入学準備金貸与制度



(4)生活困窮世帯への学習支援

- 生活困窮者自立支援事業(学習等支援事業)

(5)その他の教育支援

- 早寝・早起き・朝ごはん運動
- ブックスタート事業
- キャリア教育推進事業
- 小中学校における体験学習(職場体験等)
- インターンシップ体験活動
- 東大阪市立障害児者支援センター レピラ
- 療育教室事業

施策の方向 2 生活の支援 ～くらしを応援～

- 生活に困難等がある家庭には生活困窮者自立支援制度や生活保護制度等によって生活の基盤づくりや自立を支援します。
- 子どもたちや保護者が安心して生活できるように、子育てに関する情報提供や養育についての相談、助言を行います。
- 子どもたちが安心してのびのびと過ごすことができる子ども食堂や学習を伴う居場所づくりを推進します。子どもだけで行くことができる身近な場所に数多く設置できるよう、また子どもたちに知ってもらえるよう、事業や居場所の周知を行います。
- 悩みごとや困りごとを抱える家庭が社会的に孤立することがないように、気軽に相談できる場を設置するとともに、相談しやすい環境を整備し、子どもや保護者が社会とつながるきっかけづくりを進めます。
- 家庭での家事や育児、精神面、身体面の悩みについて相談を行い、生活に困難が生じている場合にはスムーズに対応できるように各関係機関で連携し、相談窓口をつなぐ仕組みを構築します。
- 本来大人が担うような家族のケアなどを日常的に行っていることにより、年齢や成長度合いに見合わない重い責任等を担っているヤングケアラーの子どもやその家族を支援し、子ども自身の権利を守っていきます。
- 高齢・障害・子ども・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築していきます。

施策の方向・主な取組

(1) 保護者の生活支援

- 生活保護制度
- 生活困窮者自立支援制度
- ファミリー・サポート・センター事業の充実
- 育児支援すくすく事業
- 保育所地域活動事業
- 地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター事業・つどいの広場事業)
- 子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)
- 一時預かり事業
- 子育てサークルへの支援
- 病児・病後児保育事業の充実
- 留守家庭児童育成事業
- 母子生活支援施設への入所

(2) 子どもの生活支援

- 食の提供を伴う子どもの居場所づくり支援事業(子ども食堂)
- 学習を伴う子どもの居場所づくり支援事業



(3)関係機関が連携した包括的な支援体制の整備

- 地域子育て応援団事業
- 地域における相談機能の充実
- コミュニティソーシャルワーカーの配置
- 重層的支援体制整備事業
- 養育支援訪問事業
- ヤングケアラー支援事業
- 小地域ネットワーク事業
- 母子・父子自立支援員による相談活動
- 子ども見守り相談センター(子ども家庭総合支援拠点)
- 子ども虐待防止事業(東大阪市要保護児童対策地域協議会)
- 児童虐待防止事業(東大阪市要保護児童対策地域協議会)
- 地域や関係機関、団体との連携した取組の推進(愛ガード運動推進事業等)

(4)妊娠期から切れ目のない支援

- 保健師家庭訪問事業
- 乳幼児(4か月・1歳半・3歳半)健康診査
- 妊婦健康診査・妊婦歯科健診・産婦健診
- 児童虐待発生予防システム構築事業
- 乳児一般・後期健康診査
- ティーンズママの会
- 乳幼児家庭全戸訪問事業
- 伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的事業(伴走型相談支援、出産・子育て応援ギフト)

(5)住宅の支援

- 市営住宅整備事業
- 住宅確保給付金制度(生活困窮者自立支援制度)

(6)相談機能の充実

- 子育て世代包括支援センター「はぐくむ」
- 教育・発達相談事業「相談員派遣事業」
- 子育て支援電話相談事業
- 教育・発達相談事業「電話相談」
- すこやかテレホン事業
- 東大阪市立男女共同参画センター・イコラーム(相談事業)
- 教育・発達相談事業「来所相談」
- DV対策事業
- ひきこもり等支援事業



施策の方向 3

保護者に対する就労の支援 ～家族を応援～

- 職業生活の安定・向上するための支援を行います。
- ひとり親家庭等が自立した生活を送れるよう、職業能力向上のための訓練等の実施・促進、就業機会の創出など、就業を軸とした自立支援を行います。

施策の方向・主な取組

(1)保護者に対する就労の支援

- 地域就労支援事業
- トライアル雇用支援金の活用促進
- 就活ファクトリー東大阪の設置

(2)ひとり親家庭等に対する就労の支援

- 保育所(園)や認定こども園等への優先入所
- 母子・父子自立支援プログラム策定事業
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業
- 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
- 母子・父子家庭自立支援給付金事業

施策の方向 4

経済的支援

- 子どもの学びを支え将来について前向きな見通しを持てるよう、子育て世帯に経済的な支援を行い、子どもたちの未来が家庭の経済状況によって左右されることのないように支援します。
- ひとり親家庭等の生活の安定と健やかな成長のために、養育費の支払いが当たり前の社会となるよう機運を醸成するとともに、養育費の確保に向けた取組を推進します。

施策の方向・主な取組

(1)子育て世帯への経済的支援

- 子ども医療費助成事業
- 児童手当事業

(2)ひとり親家庭等への経済的支援

- 母子父子寡婦福祉資金の貸付
- 児童扶養手当事業
- ひとり親家庭医療費助成事業

(3)ひとり親家庭等の養育費確保に関する取り決めの促進

- 養育費・離婚相談事業
- 公正証書等作成支援補助金事業
- 養育費確保支援事業





3 相談窓口

事業	事業内容（詳細）	問い合わせ先
子育て相談ダイヤル	子育ての悩み・18歳未満の子どもに関する相談、子どもからの相談	TEL 0800-300-7920 (24時間・365日)
子ども見守り相談センター	子どものしつけ、養育、言語の発達、学校生活、家族関係、児童虐待のこと	TEL 06-4309-3197・3252
すこやかテレホン (東大阪市青少年補導センター)	保護者等からの青少年の育成に関する電話・メールでの相談	TEL 06-6721-9174 (火～土 10時～16時) Mail:hodou.9174@gmail.com
子ども家庭センター	養育困難、児童虐待、子どもの障害、非行、不登校、しつけ、里親相談等子どもに関する全般の相談	TEL 06-6721-1966
ひきこもり等支援事業	当事者や家族等からのひきこもり相談	くるみ東大阪 TEL 06-6727-0535
教育センター来所相談	3歳半から概ね18歳までの子どもの養育や教育、発達に関する相談	TEL 06-6727-0113 (要電話予約)
子どもの悩み相談	子どもの教育や養育等に関する悩みへの電話相談	<保護者・市民専用> TEL 06-6720-7867
いじめ・悩み110番	いじめ等、子どもが抱える悩みに関する電話相談	<子ども専用> TEL 06-6732-0110
ヤングケアラーに関する相談窓口	ヤングケアラーについての相談	子ども相談課 TEL 06-4309-3197
男性のための電話相談	さまざまな男性の悩みに電話で相談 第1土 13～17時及び第3水 19～21時	東大阪市男女共同参画センター・イコーラム ※イコーラムの休館日を除く <男性電話相談> TEL 072-966-5002 <女性電話相談> TEL 072-960-9206 <女性面談相談> TEL 072-960-9205
女性のための相談	女性が抱える様々な問題に関する相談 <電話相談> 火～日 10～16時及び第4火 18～20時 <面談相談予約>火～日 10～16時	
DV専門相談	DVに関する相談	TEL 06-4309-3191
ひとり親家庭の法律相談	法律に関する相談などに対応するための弁護士相談 ※事前に予約が必要です	子ども家庭課 TEL 06-4309-3194
母子・父子自立支援員	母子・父子家庭、寡婦の方に対して、専門的知識を有する母子・父子自立支援員が生活の安定、自立のための相談に応じています。	子ども家庭課 TEL 06-4309-3194 東福祉事務所子育て支援係 TEL 072-988-6619 中福祉事務所子育て支援係 TEL 072-960-9274 西福祉事務所子育て支援係 TEL 06-6784-7982

※掲載している内容は、令和5年3月時点のものです。

第2次東大阪市子どもの未来応援プラン(概要版)

令和5年3月発行

発行 東大阪市子どもすこやか部子ども家庭課
〒577-8521 大阪府東大阪市荒本北一丁目1番1号
TEL 06-4309-3194 FAX 06-4309-3817
E-mail kodomokatei@city.higashiosaka.lg.jp